

琴浦町ふるさと未来夢寄附金

にご理解とご協力をお願いします

琴浦町では平成20年4月、ふるさとへの寄附金を受け入れるため
「琴浦町ふるさと未来夢基金」を設置しました。

これは、皆さまがふるさと琴浦町にご寄附くださることによって、美しい町並みや豊かな自然を保存し、
次世代の子どもたちの育成を図るとともに、高齢者が心とま、
若者たちが祭を通して活き活きと輝く夢のあるまちに育てていこうとするものです。

琴浦町では、皆さまからお寄せいただいた寄附金を、つぎの4つの事業に充てる計画をしております。
また、皆さまのご親戚の方やお知り合いの方にも広くお知らせいただき、心のふるさと琴浦町のまちづくりに、
是非ご支援を賜り、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

美しい自然環境を守る

子どもたちを育てる

高齢者に心優しい福祉を

地域の活力を創り出す

ご寄附いただいた方には寄附金の1割相当額の町特産品をお送りします。
(3,000円以上のご寄附をいただいたすべての方に琴浦町の広報紙を1年間お送りします。)

▶ 寄附申し込み・お問い合わせ先

鳥取県琴浦町役場総務課財政係 (tel 0858-52-2111・fax 0858-49-0000)

鳥取県琴浦町関西事務所 (tel 06-6131-6505・fax 06-6131-6162)

▶ 税額控除に関するお問い合わせ先

お住まいの市区町村課税担当課

「ふるさと寄附金」税額控除のしくみ

寄附していただいた金額から
5千円を除いた額が、
税金から軽減されます。

寄附金額が一定額以上になると、5千円を除いた額すべてが軽減とならない場合があります。(※例2)



● 税金控除の流れ



● 税金の控除例

所得税率が10%で、個人住民税の所得割額が30万円の方の場合

例1 個人住民税所得割額の一割である
3万円を寄附された場合

例2 個人住民税所得割額の一割を超えて
5万円を寄附された場合



